

公望私記曰、案今稅長也、

〔倭訓栞前編三〕いなぎ 稻置キは、古へ公田の御倉所なるにや、又邑長の號にして、後に姓にも、所の名にもよべり、允恭紀に鬪鷄國造の姓を貶して、稻置ガハキになされし事見えたり、

〔古史傳八〕稻置ハは、略註もとは職號なりしが姓になれりしなり、略○中名義は、略○中諸國にある屯倉

略○註の司として、其事にあづかる謂に依て、稻君と云意の稱なるを、其意を得て、稻とは書るなら

む、

〔姓序考〕稻置

稻置姓は、天武朝廷の詔に、八色姓を改定め給へるとき、八曰稻置とみえたれど、いと舊き姓也、成

務朝廷五年秋九月、令諸國、以國郡立造長、縣邑置稻置、並賜楯矛以爲表、このとき正しく稻置は定

め給へる也、此御世より以前に、蒲生稻置、伊賀稻置、那婆理稻置、三野稻置、葦井稻置など、古事記に

みえたり、されど賜へることのみえざれば、成務朝廷にて、諸國に置れしとき賜ひしにもあるべ

し、如此れば當時には職にて、姓にあらざりしならん、うつりて姓になりしことの正しくみえし

は、允恭朝廷二年春三月丙申朔己酉、立忍坂大中姬命爲皇后云々、鬪鷄國造云々、貶其姓謂稻置、と

みえたれば、當時は姓になりし也、孝德朝廷大化元年八月丙申朔庚子の詔に、國造、伴造、縣主、稻置

とみえたれば、決ツツく職の姓になりしもの也、師の云れしは、稻置は伊良君の意ならん、良ラと那ナとは

通へる例あり、古事記に比良鳥命とあるこれなり、伊良は郎女イラツメなどの伊良なり、伊良は伊呂イロ兄イロ伊呂イロ弟

姫ナギのミ入ミなミごミみミなミ同ミ言ミにミ、といはれき、故思ふに、稻置は稱言にはあらざるべし、太古國用の

むねとせられしものは、稻米なりしかば、ことに重きものにせられし也、然れば諸國に作出せる

稻米どもは、各地に納置て國用を辨へられしなへに、安閑朝廷二年五月丙午朔甲寅に、廿六處の

屯倉を諸國に置れ、又推古朝廷十五年、每國置屯倉とみえしにて思ふべし、屯田屯倉のこまは、古事記傳第廿六冊七左